

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第41号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(福祉事務所長への委任)</p> <p>第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p><u>(8)の3 生活保護法第55条の5第1項の規定により、進学準備給付金を支給すること。</u></p> <p><u>(8)の4 生活保護法第55条の6の規定により、被保護者等に報告を求めること。</u></p> <p>(9)～(15)の2 (略)</p> <p>(15)の3 生活保護法第78条第3項の規定により、就労自立給付金費又は進学準備給付金費の費用の額等を徴収すること。</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）<u>第6条第1項</u>の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。</p> <p><u>(24)の2 生活困窮者自立支援法第7条第1項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業に係る支援を決定すること。</u></p> <p>(25) 生活困窮者自立支援法第7条第2項に規定する生活困窮者一時生活支援事業に係る支援を決定すること。</p> <p>(26) 生活困窮者自立支援法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。</p>	<p>(福祉事務所長への委任)</p> <p>第6条 次に掲げる事務は、福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p>(8)の3 生活保護法第55条の5の規定により、被保護者等に報告を求めること。</p> <p>(9)～(15)の2 (略)</p> <p>(15)の3 生活保護法第78条第3項の規定により、就労自立給付金費の費用の額等を徴収すること。</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）<u>第5条第1項</u>の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。</p> <p>(25) 生活困窮者自立支援法<u>第6条第1項</u>に規定する<u>生活困窮者就労準備支援事業</u>、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業に係る支援を決定すること。</p> <p>(26) 生活困窮者自立支援法<u>第10条第3項</u>に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。</p>

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第6条第8号の3の改正、同号を第8号の4とし、第8号の2の次に1号を加える改正及び同条第15号の3の改正は、公布の日から施行する。